

横浜市介護予防ケアマネジメント実施要綱

制定 平成27年12月24日 健高在第 924号（局長決裁）
最近改正 令和 8 年 6 月 1 日 健高在第 424号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、横浜市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成27年12月18日健高在第893号。以下「横浜市総合事業実施要綱」という。）に規定する介護予防ケアマネジメントの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）、横浜市総合事業実施要綱の例による。

（事業の目的）

第3条 介護予防ケアマネジメントは、介護予防と自立支援の視点を踏まえ、要支援者等（指定介護予防支援を受けている者を除く。）の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、自らの選択に基づきサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点から、必要な援助を行うことを目的とする。

（介護予防ケアマネジメントの提供に当たっての留意点）

第4条 介護予防ケアマネジメントの実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すのではなく、これらの機能の改善、環境の調整等を通じて、介護予防ケアマネジメントの利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。
- (2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に当該利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。
- (3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、当該利用者、指定事業者等とともに目標を共有すること。
- (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、当該利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。

- (5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- (6) 介護給付や予防給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
- (7) 介護予防サービス・支援計画書の策定、ケアマネジメントC専用書式の作成支援に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。
- (8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

(利用手続)

第5条 要支援者等が介護予防ケアマネジメントを利用しようとする場合は、横浜市介護保険関係申請・通知等事務取扱要綱（平成21年9月25日健介第1014号）第13条に規定する様式（第17号様式）に被保険者証を添付して、区長に届け出るものとする。

また、その区域を担当している地域包括支援センターに直接申し込み、介護予防ケアマネジメント契約を締結する。

- 2 要支援者が、省令95条の2の規定により、指定介護予防支援を受けることにつき区長に届け出ている場合には、前項の規定による届出があったものとみなす。
- 3 区長は、基本チェックリストにより事業対象者に該当した者から第1項の規定による届出があった場合は、受給者台帳に登録し、被保険者証を発行する。

(介護予防ケアマネジメントの類型)

第6条 介護予防ケアマネジメントを次に掲げる類型により実施するものとする。

- (1) ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）
第1号事業（介護予防ケアマネジメントを除く。）を利用する場合等を実施する。
- (2) ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント）
補助の方法により実施する第1号事業及び一般介護予防事業の利用につなげる場合等を実施する。

(実施内容)

第7条 実施する内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用申込みの受付
- (2) 利用者との契約締結
- (3) 契約書の確認
- (4) アセスメント
- (5) 介護予防サービス・支援計画書原案の作成
- (6) サービス担当者会議の開催
- (7) 介護予防サービス・支援計画書案の決定
- (8) 介護予防サービス・支援計画書の交付
- (9) サービスの提供
- (10) モニタリング
- (11) 評価

- (12) 評価及び介護予防サービス・支援計画書変更案の確認
 - (13) 給付管理業務
 - (14) 介護予防ケアマネジメント費請求及び神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への給付管理票送付
 - (15) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所との連携に係る業務
- 2 ケアマネジメントCについては、前項第6号、第10号、第11号、第12号、第13号及び第15号を省略できるものとする。また、介護予防サービス・支援計画書については、ケアマネジメントC専用書式を用いて、利用者本人によるセルフマネジメントを支援するものとする。

（内容及び手続の説明及び同意）

- 第8条 地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、実施内容の概要その他の当該利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得なければならない。
- 2 地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス・支援計画書及びケアマネジメントC専用書式は利用者の希望等に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護予防ケアマネジメントに従事する職員（以下「担当職員」という。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
- 4 地域包括支援センターは、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該地域包括支援センターは、当該文書を交付したものとみなす。
- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
- ア 地域包括支援センターの使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 地域包括支援センターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、地域包括支援センターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を

確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、地域包括支援センターの使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 7 地域包括支援センターは、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第4項各号に規定する方法のうち地域包括支援センターが使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 8 前項の規定による承諾を得た地域包括支援センターは、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 地域包括支援センターは、正当な理由なく介護予防ケアマネジメントの提供を拒んではならない。

(受給資格等の確認)

第10条 地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間を確かめるものとする。

(身分を証する書類の携行)

第11条 地域包括支援センターは、担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(介護予防ケアマネジメント費の請求)

第12条 地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントに要した費用を利用者ごとの利用状況に応じて、横浜市へ請求するものとする。

(介護予防ケアマネジメント費の額)

第13条 介護予防ケアマネジメント費の額は、別表1、別表2及び別表3の左欄に掲げる区分に応じて、同表の中欄に掲げる単位数に同表の右欄に掲げる1単位の単価を乗じて

算定するものとする。

- 2 前項の規定により算定した場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。
- 3 厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示95号）129の4を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 4 厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示95号）129の5を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 5 ケアマネジメントC社会参加促進報酬は、地域活動等に参加する利用者に対して、本人や活動団体から活動の様子や生活状況の聞き取りを行い、参加継続のための働きかけなど、適切な専門職の介入を通じた要支援者等の社会参加の継続を支援するための取組について算定する。
- 6 ケアマネジメントCアウトリーチ報酬は、本人宅への訪問等により、本人や親族等に生活状況や身体状況の確認を行い、活動やサービス利用の動機付けや参加意欲向上の働きかけを行い、地域で孤立する、または孤立の恐れがある要支援者等が自立した日常生活を支援するための多様な活動につなげるためのアウトリーチなどの取組について算定する。
- 7 ケアマネジメントCリハビリテーション専門職連携等報酬は、地域包括支援センター職員がリハビリテーション専門職の助言を受けて、アセスメントを行ったうえで、要支援者等が目標を実現するため、個別に目標や取組の設定もしくは見直しを行うことを支援し、介護予防ケアマネジメントを実施することについて算定する。
- 8 前3項の報酬については重複して算定することができない。なお、ケアマネジメントC（初回のみの介護予防ケアマネジメント）との同時算定はできる。
- 9 第3項及び第4項による減算は、ケアマネジメントC社会参加促進報酬・アウトリーチ報酬及びリハビリテーション専門職連携等報酬には適用しない。

（給付管理票の提出）

第14条 地域包括支援センターは、毎月、国保連に対し、介護予防サービス・支援計画書において位置付けられている横浜市総合事業のサービス等のうち、法定代理受領サービス（法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり指定事業者に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係るサービスをいう。）として位置づけたものに関する情報を記載した給付管理票を提出しなければならない。

（実施の一部委託）

第15条 地域包括支援センターは、ケアマネジメントAの実施（第7条第1項に規定する実施内容のうち第3号、第7号、第12号及び第14号を除く。）を指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

ただし、初めて介護保険サービスを利用する者が事業対象者になった場合、初回のケアマネジメントAを実施後1クール（概ね3箇月から6箇月まで）が経過するまではこ

の限りではない。

- 2 ケアマネジメントCについては、地域資源の実情を十分に把握して利用者に情報提供することが必要なため、地域包括支援センターが実施するものとし、委託はできないものとする。
- 3 地域包括支援センターは、指定居宅介護支援事業者への委託の際に、公正・中立性に留意するものとする。

（委託の届出）

第16条 前条の規定により、地域包括支援センターが、ケアマネジメントAの一部を指定居宅介護支援事業者へ委託しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項について横浜市に届け出なければならない。

(1) 介護予防ケアマネジメントの一部を委託しようとする事業所の名称及び所在地

(2) 委託しようとする介護予防ケアマネジメントの内容

(3) 介護予防ケアマネジメントの一部を委託しようとする期間

2 地域包括支援センターは、前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を横浜市に届け出なければならない。

3 省令第140条の35第1項及び第2項の規定により、指定介護予防支援につき横浜市に届け出ている場合には、前二項の規定による届出があったものとみなす。

4 地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントの一部を委託する上で必要な情報を当該受託者に提供しなければならない。

5 第1項の規定による届出は、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年3月15日厚生労働省告示第86号））により規定された指定介護予防支援委託（変更）の届出書（様式第二号（七））及び指定介護予防支援委託事業所一覧（様式）を提出することにより行う。

（利用者に対する介護予防サービス・支援計画書等の書類の交付）

第17条 地域包括支援センターは、利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス・支援計画書及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第18条 地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに横浜市総合事業のサービス等の利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって横浜市総合事業のサービス等を受け、又は受けよう

としたとき。

（記録の整備）

第19条 地域包括支援センターは、利用者に対する介護予防ケアマネジメント提供に関して、次に掲げる記録を整備するものとする。

(1) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防ケアマネジメント台帳

ア 介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメントC専用書式を含む）

イ アセスメントの結果の記録

ウ サービス担当者会議等の記録

エ モニタリングの結果の記録

オ 評価の結果の記録

(2) 指定事業者等との連絡調整に関する記録

(3) 介護予防ケアマネジメント費の請求に関して市および国保連に提出したものの写し

(4) 第18条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 第26条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 第27条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

2 前項第1号から第3号までの記録についてはその完結の日から5年間、第4号から第6号までの記録についてはその完結の日から2年間保存するものとする。

（衛生管理等）

第20条 地域包括支援センターは、担当職員の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策を講じるものとする。

（秘密保持）

第21条 地域包括支援センターの担当職員又は担当職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 地域包括支援センターは、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 地域包括支援センターは、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（指定事業者等からの利益収受の禁止等）

第22条 地域包括支援センターは、介護予防サービス・支援計画書及びケアマネジメントC専用書式の作成又は変更に関し、担当職員に対して特定の指定事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 担当職員は、介護予防サービス・支援計画書及びケアマネジメントC専用書式の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の指定事業者等によるサービスを利用すべき旨の

指示等を行ってはならない。

- 3 地域包括支援センター及び担当職員その他の従業者は、介護予防サービス・支援計画書及びケアマネジメントC専用書式の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の指定事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該指定事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（状況報告等）

第23条 市長は、必要があると認めるときは、地域包括支援センターに対し、当該事業の運営について随時報告させ、又は実地に調査し、必要な指示をすることができる。

（提供の中止）

第24条 市長は、利用者が要支援者等の要件を欠くに至ったとき、その他利用が的確でないと判断されるときは、介護予防ケアマネジメントの提供を中止することができる。

（返還）

第25条 市長は、偽りその他不正の手段により地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメント費の支払いを受けたときは、支払った介護予防ケアマネジメント費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（苦情処理）

第26条 地域包括支援センターは、自ら提供した介護予防ケアマネジメント又は自らが介護予防サービス・支援計画書及びケアマネジメントC専用書式に位置付けた横浜市総合事業のサービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 地域包括支援センターは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 地域包括支援センターは、自ら提供した介護予防ケアマネジメントに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 地域包括支援センターは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第27条 地域包括支援センターは、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 地域包括支援センターは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 地域包括支援センターは、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(委任)

第28条 この要綱に定めるもののほか、介護予防ケアマネジメントの実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、別表の業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表 1（第13条関係）

区 分	単位数	1 単位の単価
ケアマネジメントA	442単位	厚生労働省大臣が定める 1 単位の単価（平成 27 年厚生労働省告示第 93 号）の規定により、10 円に横浜市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額とする。
初回加算 （ケアマネジメントA）	300単位	
委託連携加算 （ケアマネジメントA）	300単位	
ケアマネジメントAにおいて高齢者虐待防止措置未実施減算または業務継続計画未策定減算の適用を受けた場合	438単位	
ケアマネジメントAにおいて高齢者虐待防止措置未実施減算及び業務継続計画未策定減算の適用を受けた場合	434単位	

別表 2（第13条関係）

区 分	単位数	1 単位の単価
ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント） ※初回実施時・見直し時（年 1 回まで） ※初回以降は年に 1 回まで	442単位	厚生労働省大臣が定める 1 単位の単価（平成 27 年厚生労働省告示第 93 号）の規定により、10 円に横浜市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額とする。
ケアマネジメントCにおいて高齢者虐待防止措置未実施減算または業務継続計画未策定減算の適用を受けた場合	438単位	
ケアマネジメントCにおいて高齢者虐待防止措置未実施減算及び業務継続計画未策定減算の適用を受けた場合	434単位	
ケアマネジメントC 社会参加促進報酬	300単位	
ケアマネジメントC アウトリーチ報酬（年 6 回まで）	300単位	
ケアマネジメントC リハビリテーション専門職連携等報酬（年 1 回まで）	442単位	

別表 3（第13条関係）

区 分	単位数	1 単位の単価
介護予防ケアマネジメント処遇改善加算 1 ケアマネジメント A または ケアマネジメント C のみ（高齢者虐待防止措置未実施減算または業務継続計画未策定減算の適用または、その両方の適用を受けた場合を含む）の場合の介護職員等処遇改善加算	9 単位	厚生労働省大臣が定める 1 単位の単価（平成 27 年厚生労働省告示第 93 号）の規定により、10 円に横浜市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額とする。
介護予防ケアマネジメント処遇改善加算 2 ケアマネジメント A において、高齢者虐待防止措置未実施減算または業務継続計画未策定減算の適用、またはその両方の適用を受けており、初期加算または委託連携加算の適用を受けている場合の介護職員等処遇改善加算	15 単位	
介護予防ケアマネジメント処遇改善加算 3 ケアマネジメント A において、初期加算または委託連携加算の適用を受けている場合の介護職員等処遇改善加算	16 単位	
介護予防ケアマネジメント処遇改善加算 4 ケアマネジメント A において初期加算及び委託連携加算の適用を受けている場合の介護職員等処遇改善加算	22 単位	

様式（第16条第5項）

※太い枠線の中を記入してください。

受付番号

指定介護予防支援委託事業所一覧

指定介護予防 支援事業所名	
法人名	
事業所番号	

作成基準日

年 月 日現在

枚中

枚目

	事業所番号	受託事業所の名称	法人名	所在地	委託する内容 (下記内容参照、該当番号に○印)											委託期間	委託件数
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	

【委託する内容】

- 1 利用申込の受付
- 2 地域包括支援センター設置者と利用者との契約の締結
- 3 アセスメントの実施
- 4 介護予防サービス・支援計画原案の作成
- 5 サービス担当者会議の開催

- 6 介護予防サービス・支援計画原案の説明、同意
- 7 介護予防サービス・支援計画書の交付
- 8 利用者、サービス提供事業者との連絡・調整
- 9 モニタリング
- 10 評価
- 11 給付管理業務